

資料1-2

川崎市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業における保育士配置に係る特例について

資料1-2 スライド番号1～4に係る内容は
小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業に限った運用であり、
小規模保育事業B型、事業所内保育事業A型及びB型には適用されませんので、ご注意ください。

川崎市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業 における保育士配置に係る特例について

① 保育士の配置の特例に至る経過

- ▶ 本市の地域型保育事業における保育士の配置基準については、これまで、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」という。）並びに川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。
- ▶ この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図り、次のとおり取扱うこととしています。

川崎市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業 における保育士配置に係る特例について

② 保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

- ▶ 条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が 1 人となる場合に、最低 2 人は配置しなければならない保育士の 1 人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします（条例附則 7 項）。
- ▶ また、この取扱いは、別添通知により 1 1 時間の開所時間外の延長保育時間帯にあっても同様とします。なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤で 1 年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします（要綱 1 9 条 8 項、別添通知）。

川崎市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業 における保育士配置に係る特例について

③ 保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用に係る特例）

＜小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の配置に係る特例＞

- ▶ 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、**年齢別配置基準保育士の 1 / 3（端数切捨）まで保育士**としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、**定員超過分に限ります**（条例附則 7 ～ 1 0 項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、**市加配保育士**としてみなすことができます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の市加配保育士への充当は、**定員超過により超過で職員配置が必要になった場合のみ**です（別添通知）。

第1部

川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

川崎市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業 における保育士配置に係る特例について

	年齢別配置基準		市加配
	定員分	超過分	
小学校教諭等	○（1/3まで） ※1		○
市長が認める者	×	○（1/3まで） ※1	△※2
保健師・看護師・ 准看護師	○（1人まで）		×

}

・小規模A
・保育所型事業所内保育事業
のみ適用

}

全施設類型適用
（資料 1－1 スライド番号10参照）

※ 1 小学校教諭等と市長が認める者の合計が、超過受入により必要となった保育士数も含めた必要配置人数の1/3まで適用可とし、保育士（保健師・看護師・准看護師を除く）を2/3以上配置しなければならない。

※ 2 市長が認める者については、定員超過で受け入れを行っており、かつ定員超過をすることで必要な保育士が 1 人以上増える場合にのみ市加配への適用を可とする。

資料2-1 その他の注意点について

- ・ 処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について
- ・ 雇用状況報告書について
- ・ 家庭的保育事業等変更届等について

処遇改善等加算（加算Ⅱ（新区分3））に係る研修受講要件について

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、表のとおり段階的に適用されています。処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。

なお、加算の認定に当たっては、要件を満たすことを確認するため、修了証の写しを提出いただきます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 1つ以上	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 2つ以上	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 3つ以上	専門分野別研修のうち 3つ以上 の研修分野 ＋ <u>マネジメント研修</u>
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 1つ以上	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 2つ以上	令和8年度から適用される 研修受講要件のうち 3つ以上	専門分野別研修のうち 4つ以上 の研修分野
職務分野別リーダー (人数B)	研修受講要件を 適用しない	専門分野別研修のうち 職務分野別リーダーとして 担当する職務分野に 対応する分野を含む 1つ以上	専門分野別研修のうち 職務分野別リーダーとして 担当する職務分野に 対応する分野を含む 1つ以上	専門分野別研修のうち 職務分野別リーダーとして 担当する職務分野に 対応する分野を含む 1つ以上

第1部

川崎市における小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の運営等について

雇用状況報告書について

- ▶ 雇用状況報告書は、毎月支弁される給付費の申請の中で、当初払にあたっては当該月の月初の時点で把握している雇用状況について報告します。
- ▶ **当初払で報告した雇用状況報告書の内容に変更が生じた雇用状況については、当該月の翌月以降に速やかに変更を反映して報告する必要があります。（必要に応じて給付費の過誤請求も忘れずに実施）**
- ▶ つきましては、雇用状況の現況と雇用状況報告書の内容が一致しているか、定期的な見直し・確認をお願いします。

家庭的保育事業等変更届等について

- ▶ 事業所及び保育事業者（法人）に関わる事項に変更が生じた場合は、川崎市に届け出る必要があります。
- ▶ 届け出が必要な事項、届け出時期等については、本説明会の参考資料をご確認ください。